**JAS新規申請者用　　宣誓事項宣誓事項及び必須添付書類リスト**

**有機畜産物の生産行程管理者**

**宣誓事項**

|  |  |
| --- | --- |
| 記入日 |  |
| 組織名 |  |
| 記入者氏名 |  |

●該当する記号(イ又はロ)を選択し、必要な事項を記載して下さい。

1. **JAS法、有機農産物/有機加工食品/有機畜産物に関する日本農林規格及び認証の技術的基準を理解していますか？**

イ．はい

ロ．いいえ（不明点：

1. **JONAからの管理記録、証拠類の提出の要請に対し応じますか？**

イ．はい

ロ．いいえ（不明点：

1. **JONAからの抜き打ち検査、書類監査の要請に対し応じますか？**

イ．はい

ロ．いいえ（不明点：

**JAS法施行規則48条一のハに関する事項の確認**

**●以下（１）（２）（３）の条件に該当しますか？** **該当する記号（イ又はロ）を選択してください。**

イ．（１）（２）（３）に該当しない。

ロ．（１）（２）（３）のいずれかに該当する。

|  |
| --- |
| 1. 格付及びJASマークの表示又は外国格付の表示に係る法の規定（JAS法第十条第六項もしくは第七項、第十二条の二第三項もしくは第四項、第三十七条若しくは第三十八条の規定）に違反し、主務大臣の行う格付の表示・外国格付の表示の改善命令等に違反し、又は主務大臣及び主務大臣が必要と認めるときは独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる報告徴収の拒否若しくは虚偽の報告、若しくは立入検査の拒否、妨害若しくは忌避をしたことにより、罰則以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない申請者 2. 認証を取り消され、その取消しの日から1年を経過しない申請者 3. 認証の取消しの日前30日以内に所属した役員・管理人が現在も所属し、その取消しの日から1年を経過していない申請者 |

**JAS法施行規則48条一.ニ、ISO17065に関する要求事項**（有機JAS認証申請者のみ記入ください。）

**●以下の要求事項の内容に同意しますか？該当する記号（イ又はロ）を選択してください。**

イ．はい

ロ．いいえ（理由：

|  |
| --- |
| 1. 認証（継続）申請する認証の技術的基準に適合するように維持すること。 2. 格付、格付の表示及び外国格付の表示に係る法の規定を遵守すること。 3. 改善命令等の規定による主務大臣の命令に違反し、又は立ち入り検査等の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、若しくはセンターによる立ち入り検査等の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしてはならないこと。 4. 認証事業者の氏名若しくは名称、住所若しくは認証に係る事項の変更又は業務の廃止をしようとするときは、あらかじめJONAに報告すること。 5. 他人に認証を受けている旨の情報の提供をするときは、認証の範囲、内容について誤認を生じないようにすること。 6. 他人に認証を受けている旨の情報の提供をするときは、認証に係る農林物資の日本農林規格に適合していることを示すためのみに行うこと。 7. JONAが(5)又は(6)に違反する情報の提供の改善又は中止を求めたときは、これに応じること。 8. (5)又は(6)のほか、認証又は格付の表示、外国格付の表示に関する情報の提供を行うに当たっては、認証事業者が受けている認証の範囲、内容等について誤認を生じないよう努めること。 9. JONAが行う定期監査（調査）等に協力すること。 10. 毎年度の格付（有機農産物の生産行程管理者は認証圃場の面積を含む）又は外国格付の表示の実績をJONAに報告すること（6月末まで）。 11. 格付又は外国格付の表示に関する記録をJAS法施行規則　第48条一.ニ(11)で定める期間保持すること。 12. (1)から(11)までの条件を遵守しているかどうかを確認するため必要があるときは、JONAは報告徴収又は立入検査ができること。 13. (1)から(11)までの条件に違反し、又は(12)の報告徴収の拒否若しくは虚偽の報告、若しくは立入検査の拒否、妨害若しくは忌避をしたときは、JONAは認証の取消し又は格付業務及び格付の表示品又は外国格付の表示品の出荷の停止（以下「業務停止」という。）、広告等の使用の停止、又はJONAが適当でないと認めるJASマーク又は外国格付の表示の除去・抹消の請求をすること。 14. JONAは、業務停止の請求に応じないときは、「紛争処理規程」に基づき認証を取り消すこと。 15. JONAは、①認証事業者の氏名、名称及び住所、②認証に係る農林物資の種類、③認証に係る事業所の名称及び所在地並びに認証の年月日、④(13)の業務停止を請求したとき又は認証を取り消したときは、当該請求又は取消しの年月日及び当該請求又は取消しをした理由並びに格付に関する業務を廃ししたときは、当該廃止の年月日を公表する。 16. 認証の取り消し、格付業務の廃止、業務停止をしたときは、JASマーク貼付品又は外国格付の表示品の出荷の停止・認証に係る全ての宣伝・広告を中止し、認証証を返却すること。また、JONAが適当でないと認めるJASマーク又は外国格付の表示の除去・抹消をすること。 17. JONAは、認証を取り消された日から相当の期間が経過した後も、JASマーク又は外国格付の表示貼付品の出荷又は表示の付してある広告等の使用の停止及びJONAが適当でないと認めるJASマーク又は外国格付の表示の除去・抹消を行わない場合は、その旨を公表する。 18. 認証証の写しを取引先等に提供する場合は、複製である旨明記し、原本の記載内容の全てを複製すること。 19. 有機JAS製品(外国格付の表示製品含む)に関連して持ち込まれた苦情（クレーム）に対して適切な処置をとるとともに、その記録をJONAの求めに応じて利用させること。 |

**必須添付書類リスト**

**有機畜産物についての生産行程管理者①**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **技術的基準/有機JAS規格要求事項** | | **必須添付書類チェック欄** | |
| **分類** | **内容** | **文書タイトル** | **添付確認** |
| **図面** | **有機畜産物生産に係る施設分布の全体図**   * 産地・地域全体の環境を把握できるもの。周辺に廃棄物処理場が有る場合は明記すること。 * 畜舎又は家きん舎、野外の飼育場等の位置を図中に示すこと。生産者名、施設名称を明記すること。 |  |  |
| **畜舎又は家きん舎及び野外の飼育場の詳細図**  ※有機畜産物生産に係る全ての施設を含むこと。   * 周辺や隣接地の様子がわかるもの。隣接した申請対象外施設を明記すること。 * 畜舎内を畜房で区分けしている場合はその寸法を明記すること。 * 野外の飼育場について緩衝地帯が有る場合は明記すること。   ※水田･小川･池･湖については、用水/排水を明記すること。  ※野外の飼育場については連続する複数をまとめることも可。 |  |  |
| 有機畜産物のと畜/解体/選別/調整/洗浄等の作業場所  ※使用する機械･器具の配置がわかる図面。  ※所在地、面積、作業者名、作業内容を記載すること。  ※施設を慣行と併用している場合は、有機品と慣行品の導線を示すこと。 |  |  |
| **貯蔵/包装/その他の作業施設**   * 同上。 |  |  |
| **搾乳施設(乳牛･乳用山羊を飼養する場合のみ)**   * 同上。 |  |  |
| **排せつ物の管理施設**   * 使用する機械･器具の配置がわかる図面。 * 所在地、面積、作業者名を記載すること。 * 水質汚濁防止のための構造が明確であること。 |  |  |
| **契約書** | **生産行程の管理の一部を外部に委託している場合の契約**  ※輸送/と畜/解体/選別/調整/洗浄/貯蔵/包装などの行程の委託を行っている場合に該当する。  ※委託する作業の内容、委託先の選定理由、委託の範囲、内部規程等を遵守する旨を盛込むこと。  ※覚書、申合せ事項などでも可。 |  |  |
| **生産者との契約**  ※認証を受ける生産行程管理者と生産者との有機畜産物生産に関する契約書、取決め書。  ※内部規程の遵守、報告事項の遵守、管理の方法、責任範囲、組合規程の遵守、違反に対する措置が明確であること。 |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **技術的基準/有機JAS規格要求事項** | | **必須添付書類チェック欄** | |
| **分類** | **内容** | **文書タイトル** | **添付確認** |
| **組織図** | **生産管理組織の組織図**  ※生産者と生産行程管理組織の関係が明確であること。   * 生産行程管理責任者、生産行程管理担当者が明確であること。 * 格付部門(格付責任者・格付担当者)が明確であること。 |  |  |
| **生産行程管理組織の機構図**  ※総会、意思決定機関などの関連が明確であること。  ※内部監査組織が明確であること。 |  |  |
| **担当者**   * 生産行程管理責任者/生産行程管理担当者/格付責任者/格付担当者の経歴及び資格要件(有機JAS講習会の受講証など)が明確であること。 |  |  |
| **計画** | **生産計画**  ※認証/格付対象品目ごとの計画、年間出荷量の予定。 |  |  |
| **生産行程の管理計画**   * 生産者の巡回方法(巡回時期・回数・確認項目・記録方法)が明確であること。 * 年間の生産者巡回計画が明確であること。 * 各生産者ごとに、慣行生産等で使用する可能性のある農薬・化学肥料の一覧を示すこと。 * 使用禁止資材の監視体制が明確であること(購入・保管・慣行圃場への使用状況の監視方法を明確にすること)。 * 関係者への教育、指導の年間計画が明確であること。 |  |  |

**有機畜産物についての生産行程管理者②**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **技術的基準/有機JAS規格要求事項** | | **必須添付書類チェック欄** | |
| **分類** | **内容** | **文書タイトル** | **添付確認** |
| **内　部　規　程** | **(1)畜舎又は家きん舎の管理**   * 管理方法(給餌、給水、温度、通風、採光、清掃等)が明確であること。 * 管理記録が明確に指定されていること。 * 管理記録の定型フォームを含むこと。 |  |  |
| **(2)野外の飼育場(有機畜産用自家生産飼料の生産圃場含む。以下同様。)の管理**   * 周辺からの使用禁止資材の飛来又は流入防止の方法が明確であること。 * 生産行程管理責任者/担当者による巡回方法が明確であること。 * 種苗の入手について以下の事項が明確であること。   + 入手方法(自家生産の場合は由来、生産方法、処理方法)、購入方法、購入先が明確であること。   + 選定基準、保持記録が明確に指定されていること。   + 有機でない一般種子を使用する場合は理由が明確であること。   + 入手に関する記録の定型フォームを含むこと。 * 肥培管理について以下の事項が明確であること。   + 使用できる肥料・土壌改良材のリストがあること。   + 施肥方法、施肥理由が明確であること。   + 肥料選定基準、保持記録が明確に指定されていること。   + 肥培管理に関する記録の定型フォームを含むこと。 * 病害虫及び雑草の防除について以下の事項が明確であること。   + 耕種的防除、物理的防除、生物的防除の方法が明確であること。   + 使用できる防除資材のリストがあること。   + 防除方法、防除理由が明確であること。   + 防除基準、保持記録が明確に指定されていること。   + 防除管理に関する記録の定型フォームを含むこと。 |  |  |
| **(3)飼養の対象とする家畜又は家きんの入手**   * 家畜又は家きんの入手手順、入手条件、入手先が明確であること。 * 選定基準、入手記録が明確に指定されていること。 * 入手に関する記録の定型フォームを含むこと。 |  |  |
| **(4)飼養の対象とする家畜又は家きんの個体又は群ごとの識別(牛又は馬を飼養する場合は個体ごとの識別に限る)**   * 個体または群ごとの識別方法が明確であること。 * 識別管理に係る記録の定型フォームを含むこと。 |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **技術的基準/有機JAS規格要求事項** | | **必須添付書類チェック欄** | |
| **分類** | **内容** | **文書タイトル** | **添付確認** |
| **内　部　規　程** | **(5)飼料の入手又は生産**   * 購入の場合にあっては以下の事項が明確であること。   + 購入方法、購入先、保管方法が明確であること。   + 選定基準、保持記録、入出庫記録が明確に指定されていること。   + 飼料の受入時の検査項目（有機JASマーク、ロット番号、数量、品質、外国産原料の場合は通関時の無薫蒸であることの確認方法など）が明確であること。   + 受入時の不適合品の基準、不適合品の処理方法が明確であること。   + 受入、入出庫に関する記録の定型フォームを含むこと   ※同等国認証飼料を使用する場合は、証明書の確認方法を明確にしてください。   * 自ら生産する場合にあっては以下の事項が明確であること。   + 選別、調整及びその他の行程に係る作業工程、作業手順、作業場所が明確であること。   + 一般品との区分管理、薬品類の汚染防止方法が明確であること。   + 有機飼料用農産物を自ら生産する場合には生産圃場の管理に関し、この表｢(2)野外の飼育場の管理｣の内容が含まれていること。   + 作業記録の定型フォームを含むこと。 |  |  |
| **(6)飼料の給与**   * 生育ステージ毎の配合割合が明確であること。 * 牛/馬/めん羊/山羊の場合は乾草又はサイレージ以外の飼料の給与量が明確であること。 * 飼料の配合に関する記録の定型フォームを含む。 |  |  |
| **(7)健康管理方法**   * 適切な飼養管理実施による疾病予防の方法が明確であること。 * 動物用医薬品の入手方法、購入方法、購入先が明確であること。 * 動物用医薬品の選定基準、保持記録、入出庫記録、使用記録が明確に指定されていること。 * 動物用医薬品を使用する場合の判断基準が明確にされていること。 * 動物用医薬品のうち要診察医薬品又は抗生物質を使用する場合の判断基準が明確にされていること。 * 動物用医薬品の入手及び使用に関する記録の定型フォームを含むこと。 |  |  |
| **(8)野外の飼育場への放牧**   * 野外の飼育場への出入りの自由または放牧頻度が明確であること。 * 出入りが自由でない場合には放牧に関する記録が明確に指定されていること。 * 放牧実施記録の定型フォームを含むこと。 |  |  |
| **(9)外科的処置**   * 外科的処置の実施目的/時期/方法が明確であること。 * 作業記録が明確に指定されていること。 * 作業記録の定型フォームを含むこと。 |  |  |
| **(10)人工照明による日長の延長(採卵鶏を飼養する場合のみ)**   * 延長された日長時間が明確であること。 * 作業記録が明確に指定されていること。 * 作業記録の定型フォームを含むこと。 |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **技術的基準/有機JAS規格要求事項** | | **必須添付書類チェック欄** | |
| **内容** | | **文書タイトル** | **添付確認** |
| **内　部　規　程** | **(11)繁殖の方法**   * 繁殖方法が明確であること。 * 繁殖記録が明確に指定されていること。 * 繁殖記録の定型フォームを含むこと。 |  |  |
| **(12)排せつ物の管理**   * 排せつ物の処理手順(水質汚濁の防止方法を含む)が明確であること。 * 排せつ物の管理記録が明確に指定されていること。 * 管理記録の定型フォームを含むこと。 |  |  |
| **(13)家畜又は家きんの輸送方法**   * 輸送の方法が明確であること。 * 管理記録が明確に指定されていること。 * 管理記録の定型フォームを含むこと。 |  |  |
| **(14)搾乳(乳牛･乳用山羊を飼養する場合のみ)**   * 搾乳に用いる施設及び器具の洗浄、メンテナンス方法が明確であること。 * 乳頭の消毒方法が明確であること。 * 洗浄･消毒の記録フォームが明確に指定されていること。   洗浄･消毒記録の定型フォームを含むこと。 |  |  |
| **(15)使用する機械/器具の管理**   * 使用方法、使用目的が明確であること。   ※洗浄、メンテナンス方法、その実施記録が明確に指定されていること。  管理記録に関する記録の定型フォームを含むこと。 |  |  |
| **(16)と畜処理の方法**   * と畜の方法が明確であること。 * と畜方法の選定基準が明確であること。 * 作業記録が明確に指定されていること。 * 作業記録の定型フォームを含むこと。 |  |  |
| **(17)解体/選別/調整/洗浄/貯蔵/包装/その他の工程管理**   * 作業工程、作業手順、作業場所が明確であること。 * 一般品との区分管理、薬品類の汚染防止方法が明確であること。 * 施設の有害動植物の防除方法が明確であること((7)の項目を含むこと)。   作業の実施記録の定型フォームを含むこと。 |  |  |
| **(18)出荷の方法**  ※出荷作業手順、出荷指示、出荷方法が明確であること。  ※取扱い注意事項(区分管理、汚染防止など)を含むこと。  ※出荷に関する記録(注文書、納品書など)の定型フォームを含むこと。  ※出荷時のロット番号の付け方が明確であること。 |  |  |
| 1. **記録の保持**   ※記録の保持期間（JAS認証はJAS施行規則　第46条一-ニ-(11)で定める期間、JONA/COR/EU認証は作成から5年以上）が明確であること。  ※関連する各種記録の名称、記録の定型フォームを含む。 |  |  |
| **(20)苦情（クレーム）処理に関する事項**  ※苦情処理手順が明確であること。   * ※苦情処理に関する記録の定型フォームを含む。 |  |  |
| **(22)年間の生産計画の策定と認証機関への通知**  ※年間生産計画の立案方法、計画の見直し方法、認証機関への通知時期、通知方法が明確であること。  ※年間生産計画の定型フォームを含むこと。 |  |  |
| **(23)認証機関の確認等業務**  認証機関の検査、調査、監査に協力する旨が明文化されていること。 |  |  |

**有機畜産物についての生産行程管理者③**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **技術的基準/有機JAS規格要求事項** | | **必須添付書類チェック欄** | |
| **分類** | **内容** | **文書タイトル** | **添付確認** |
| **格　付　規　程** | **(1)生産行程の検査に関する事項**  ※有機JAS規格適合性を確認できる生産行程の管理記録の作成及び保持が明確であること。  ※生産行程の検査に供する管理記録の名称(栽培、防除、出荷など内部規程に定めた記録類)が明確であること。  ※管理記録と格付対象荷口(ロット単位)の照合方法が明確であること。  ※管理記録と有機JAS規格第4条との整合性/適合性の確認手順、確認方法、確認者が明確であること。  ※生産行程の検査が不合格の場合の処置方法が明確であること。  ※生産行程についての検査結果記録の定型フォームを含む。 |  |  |
| **(2)格付の表示に関する事項**  ※有機JASマークの使用方法(送り状、シール、段ボール等)、管理方法、格付表示の確認が明確であること。  ※有機農産物の名称の表示方法として、有機JAS規格第5条に則していること。  ※有機JASマークの数量管理記録フォームを含む。 |  |  |
| **(3)格付後の荷口の出荷/不適合の処分に関する事項**  ※格付後の出荷方法、一般品との区分、汚染防止方法が明確であること。  ※格付後に不適合になった場合の処理方法が明確であること。  ※不適合の調査方法、有機JASマークの削除/回収/廃棄等の処分などが明確であること。  ※不適合事由、不適合数量管理記録フォームを含むこと。 |  |  |
| **(4)出荷後に有機畜産物の日本農林規格に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項**  ※出荷後に有機JAS規格に不適合になったことが明らかとなった場合、出荷先への連絡方法を記載すること。  ※連絡結果の記録方法を明記すること。 |  |  |
| **(5)記録の保持作成及び保存に関する事項**  ※記録の保持期間（JAS認証はJAS施行規則　第46条一-ニ-(11)で定める期間、JONA認証は作成から5年以上）が明確であること。  ※関連する各種記録の名称、記録の定型フォームを含む。 |  |  |
| **(6)認証機関による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項**  ※認証機関による検査、調査、監査への協力、記録提出する旨が明確であること。 |  |  |

**有機畜産物についての生産行程管理者④**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **技術的基準/有機JAS規格要求事項** | | **必須添付書類チェック欄** | |
| **分類** | **内容** | **文書タイトル** | **添付確認** |
| **その他の関連書類** |
| **(1)教育・訓練規定**  ※有機に関する研修会等の開催計画(開催時期・回数)を示すこと。 |  |  |
| **(2)内部監査規定**  ※作成した内部規程と作業の適合性監査(見直し実施時期、見直しの実施者、改善必要有無の判断者と判断方法、是正の効果測定)の方法が明確であること。  ※規程改定後のJONAへの報告手順が明確であること  ※改定した規程を従業員へ周知徹底する方法、見直し実施記録フォーム、規程改定履歴フォームを明確にすること。 |  |  |
| **(3)格付表示/商品パッケージ**  ※有機表示をする対象品に使用する全ての包材(有機JASマークおよび一括表示を含む)及び送り状のコピー(大きな場合は、Ａ４サイズに縮小願います。)  ※新規申請者の場合は、デザイン案(有機JASマークは付さなくて可。JASマークを付す場所を明記。) |  |  |
| **(4)飼育場、圃場、加工施設等で使用する資材**  ※肥料及び土壌改良資材を使用する場合は、資材ごとに「肥料及び土壌改良資材チェックシート」を作成し、説明資料を添付すること。  ※野外の飼育場の病害虫防除に農薬を使用する場合は、農薬ごとに「農薬チェックシート」を作成し、説明資料を添付すること。   * 調整用等資材を使用する場合は、資材ごとに「調整用等資材チェックシート」を作成し、説明資料を添付すること。   ※加工施設、搾乳施設等で使用する薬剤又は資材(洗剤、殺菌剤、防虫防鼠用薬剤等)について、「薬剤チェックシート」を作成し、説明資料(取扱説明書、仕様書、成分表、製品安全データシート〔MSDS〕等)を添付すること。  ※肥料及び土壌改良資材、病害虫防除の農薬、調整用等資材以外の資材を使用する場合は、その内容を示す説明資料を添付すること。 |  |  |
| **(5)生産行程管理事業体のパンフレット等対外的案内文書**  ※生産行程管理組織の方針、目的が明確であること。  ※顧客への通信文書、生産物の説明書なども添付すること。  ※説明文は、有機JAS規格第2条の原則に則していること。  ※パンフレット、ホームページ、名刺等に有機に関する説明、認証に関する説明、JASマークを表示している場合、その全てのコピーを添付すること。 |  |  |

**以上**